

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-04-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助		部課名	区民生活部税務課		課長名	根本	
			担当者名	横山		内線	2313	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付							
対象者等	納税貯蓄組合連合会 61組合、1035人の連合組織							
内容	主な活動内容 ・租税教育推進への取組み ・納期内納税や振替納税制度の普及推進 ・e-TAX及びeLTAXの普及推進 ・広報活動の充実 ・キャッシュレス納付の普及・拡大							
経過	・昭和18年に、納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的として、納税施設法が公布・施行された。同法により、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、補助金を交付することとされた。昭和22年にこの法律は廃止されたが、昭和26年に納税貯蓄組合法及び同法施行令が制定・施行され、組合数及び組合員数が全国的に急速に増加した。 ・昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。 ・補助金は、都では昭和54年度まで単位組合に対して交付していたが、昭和55年以降は連合会に対して交付している。荒川区においても、納税貯蓄組合連合会に対し昭和60年度から補助金を交付している。 ・平成20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。 ・令和2-4年度は、感染症拡大防止のため街頭啓発活動は中止されたが、令和5年度から再開した。							
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ・納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税推進等への補助							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特別区民税普通徴収納期内納付率 (納期内納付額/調定額) (%)	80.44	81.20	81.01	82.03	83.02	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	税収の安定的な確保に必要な事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

備考	行政費用では、納税貯蓄組合連合会に対する補助金である補助費等の割合が最も高い。
問題点・課題	区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても積極的に活動を支援していくことが重要である。一方で、補助金対象の活動については、eLTAXの推進、口座振替の推進、キャッシュレス納付の普及・拡大等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動や三税（国税・都税・区税）で協力して作成するポスターの内容の充実など、より効果的なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を注視しつつ、街頭啓発活動を実施していく。	日暮里（6月）、町屋周辺（11月）及びジョイフル三の輪商店街（2月）において街頭啓発活動を実施した。	荒川納税貯蓄組合連合会・荒川税務署・荒川都税事務所・区と協議してより効果的な街頭啓発活動を実施していく。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 21 区 未実施：杉並区	未実施 1 区	不明 0 区）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-04-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	納税奨励費		部課名	区民生活部税務課		課長名	根本	
			担当者名	遠山		内線	2313	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-03-02		その他奨励費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 不明（ #VALUE! ） 年度		根拠					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ） 年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。 また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。							
対象者等	納税義務者等							
内容	・ 税に関する中学生の作文・税に関する標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、 間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」 について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。 ・ たばこ小売業者に対する販促品の配布							
経過	・ 平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な理由により休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品の配布を行っていた。平成21年度から平成30年度までは、たばこを取り巻く環境の変化からたばこエチケットのPRにシフトチェンジしたものの、令和元年度からは、再び事業主旨である「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品を作成している。 ・ 申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度を契機に見直しを行い廃止した。 ・ 平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。 ・ 税務署、都税事務所と共催していた年末調整説明会については、令和3年度以降、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供体制となったことから実施しないこととなった。							
必要性	自主申告、納期内納税の促進及び将来を担う児童・生徒の租税に対する意識高揚のために必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） （ 1 ） 税に関する中学生の作文、税に関する標語、絵はがきコンクール 夏休み期間中募集 （ 2 ） たばこ税PR用品の配布							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特別区民税納期内納付率(%)（納期内完納額／調定額）	92.59	92.63	92.75	93.08	93.44	現年課税分（普徴・特徴・過年度合計）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進		重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であるため、重点的に推進する。					

[illegible]

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	1,185	1,238	53	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	381	437	56		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	137	170	33	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,703	▲ 1,845	▲ 142	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,703	1,845	142	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,703	▲ 1,845	▲ 142	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,703	▲ 1,845	▲ 142		

備考	○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。 ○物件費の大部分は需用費であり、需用費の内訳としては、たばこ税PR用品における印刷製本費が最も多い。
----	---

問題点・課題	○たばこ税PR用品は、税収確保のほか、喫煙マナー向上に活用していく必要がある。 ○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等の区への提出資料について、期限の順守、eTAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。 ○特別徴収義務者の制度に対する理解が不足していることが課題となっており、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供を案内するなどして、今後も周知徹底を図る必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後またばこを区内で購入してもらい、更なるたばこ税の増収につなげるため、より一層のPRを行っていく。	たばこを区内で購入してもらえるようPR等、関係団体と連携し、たばこ税の増収に努めた。	たばこの購入本数が減少傾向にあるため、一層PRに力を入れ、区内で購入してもらえるよう努める。
②	荒川税理士会及び荒川法人会が独自に開催している勉強会等に区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明を行う。	荒川税理士会及び荒川法人会が独自に開催している勉強会等に区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明した。	荒川税理士会及び荒川法人会が独自に開催している勉強会等に区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明を行う。
③			

他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
議会議 況（要 旨）	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-04-03		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費		部課名	区民生活部税務課		課長名	根本	
			担当者名	金森		内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-05-01	自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 30	（ 1955 ）	年度	根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁（区）の許可により特例的に運行できることとする ことで、車検を受ける者等の利便を図る。							
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等							
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車を除く。） ウ 大型特殊自動車 ② 国土交通大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を交付し、同番号標（仮ナンバー）を貸与する（有効期間：原則5日間）。							
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。							
必要性	法の規定による事業である。							
実施方法	☒ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請に基づく自動車臨時運行許可証の交付と同番号標（仮ナンバー）の貸与 （許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		法令上の必要経費であり、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,975	2,064	89	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	41	0	▲ 41		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	160	173	13
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	160	173	13
		賞与・退職給与引当金繰入額	228	284	56		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,084	▲ 2,175	▲ 91
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,244	2,348	104	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,084	▲ 2,175	▲ 91
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,084	▲ 2,175	▲ 91

- | | |
|-----|--|
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。 ○物件費は全て需用費（許可証保護ケース等の購入費用）であるが、令和5年度の購入実績はない。 ○行政収入の使用料及び手数料は、臨時運行許可申請手数料である。 |
| 問題点 | <ul style="list-style-type: none"> ○許可証及び番号標（仮ナンバー）の未返納件数の低減 ○許可証及び番号標（仮ナンバー）長期未返納者への対応（時間帯を考慮しての架電や実態調査の実施や生活安全課、警察への通報など） |

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も貸し出した標識を全て回収できるように、複数の連絡先を伺うとともに、貸出時に丁寧な説明を行う。	生活安全課や警察署と連携して、未返却者への対応をすることにより、未返却者からの仮ナンバーの返却があった。	貸出時に、車検で使用するかなどの目的をしっかりと確認していく。また、返却方法についても丁寧な説明を行っていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-04-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区税賦課徴収事務費		部課名	区民生活部税務課		課長名	根本	
			担当者名	横山、齋藤、荒川		内線	2313	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01		賦課徴収事務費					
	01-01-02		区税等の支払方法の拡充					
	01-01-03		電子申告システム運用事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	地方税法等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費							
対象者等	納税義務者等							
内容	・ 地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。 ・ 区税賦課徴収事務費の主なもの、過誤納金還付金（減額更正等により税額が変更されたことによる過納金、二重納付等により超過納付した場合の誤納金等）、滞納整理支援システム保守運用、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。							
経過	・ 平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・ 平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・ 平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・ 平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・ 平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・ 平成23年度からインターネット公売開始 ・ 平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・ 平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始 自動車の差押・取上及び公売を実施 ・ 令和3年度5月からスマートフォン決済アプリ納付（PayPay等）を導入（順次拡充） ・ 令和5年度4月から地方税お支払サイトの利用を開始するとともに、WEB口座振替を導入							
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費及び法の規程により還付しなければならない過誤納還付金であるため。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	99.09	99.05	99.10	99.34	99.54	
	②	特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	46.93	43.60	48.56	49.76	53.37	
③	特別区民税普通徴収納期内納付率 (納期内納付額/調定額)(%)	80.44	81.20	81.01	82.03	83.02		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であり、一部は法令上の必要経費でもあるため、重点的に推進する。					

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬、期末手当等	報酬、期末手当等	20,001	報酬、期末手当等	報酬、期末手当等	20,859	報酬、期末手当等	報酬、期末手当等	24,359
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	8,308	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	7,731	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	4,384
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	49,734	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	49,968	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	80,127
委託料	その他の委託料	52,406	委託料	その他の委託料	79,654	委託料	その他の委託料	106,263
使用料及び賃借料	預金電子照会サービス利用料等	5,523	使用料及び賃借料	預金電子照会サービス利用料等	8,522	使用料及び賃借料	預金電子照会サービス利用料等	9,228
費用金補助及び交付金	事務研修・eLTA関係費用等	9,584	費用金補助及び交付金	事務研修・eLTA関係費用等	12,236	費用金補助及び交付金	事務研修・eLTA関係費用等	15,277
償還金利子等	過誤納金還付金	72,583	償還金利子等	過誤納金還付金	85,086	償還金利子等	過誤納金還付金	73,959

備考	○行政費用では給与関係費、物件費及び補助費等の割合が高い。 ○補助費等の増加は、還付金等の支払額の増加によるものである。 ○行政収入のその他は主に特別区税の延滞金の増減を、特別収入は還付未済額の増減を表している。
問題点・課題	○利便性向上のため、スマートフォン決済アプリ納付、地方税お支払サイトによる納付等の更なる拡充と周知を行い、納付しやすい環境づくりを行う。また、徴収率向上のため、未納者に対しては、早期の財産調査等により生活実態を十分調査した上で、滞納整理に着手していく必要がある。 ○滞納の発生を抑止するため、特別徴収（給与天引き）及び口座振替の比率を高めていく必要がある。 ○特別徴収義務者の滞納の発生を抑止するため、丁寧な相談を行う必要がある。 ○景気変動や税制改正に伴い過誤納金還付金が増加した場合には、予備費充当等の事態も想定される。
